

出願・審査の現状

産業構造審議会 第19回知的財産分科会

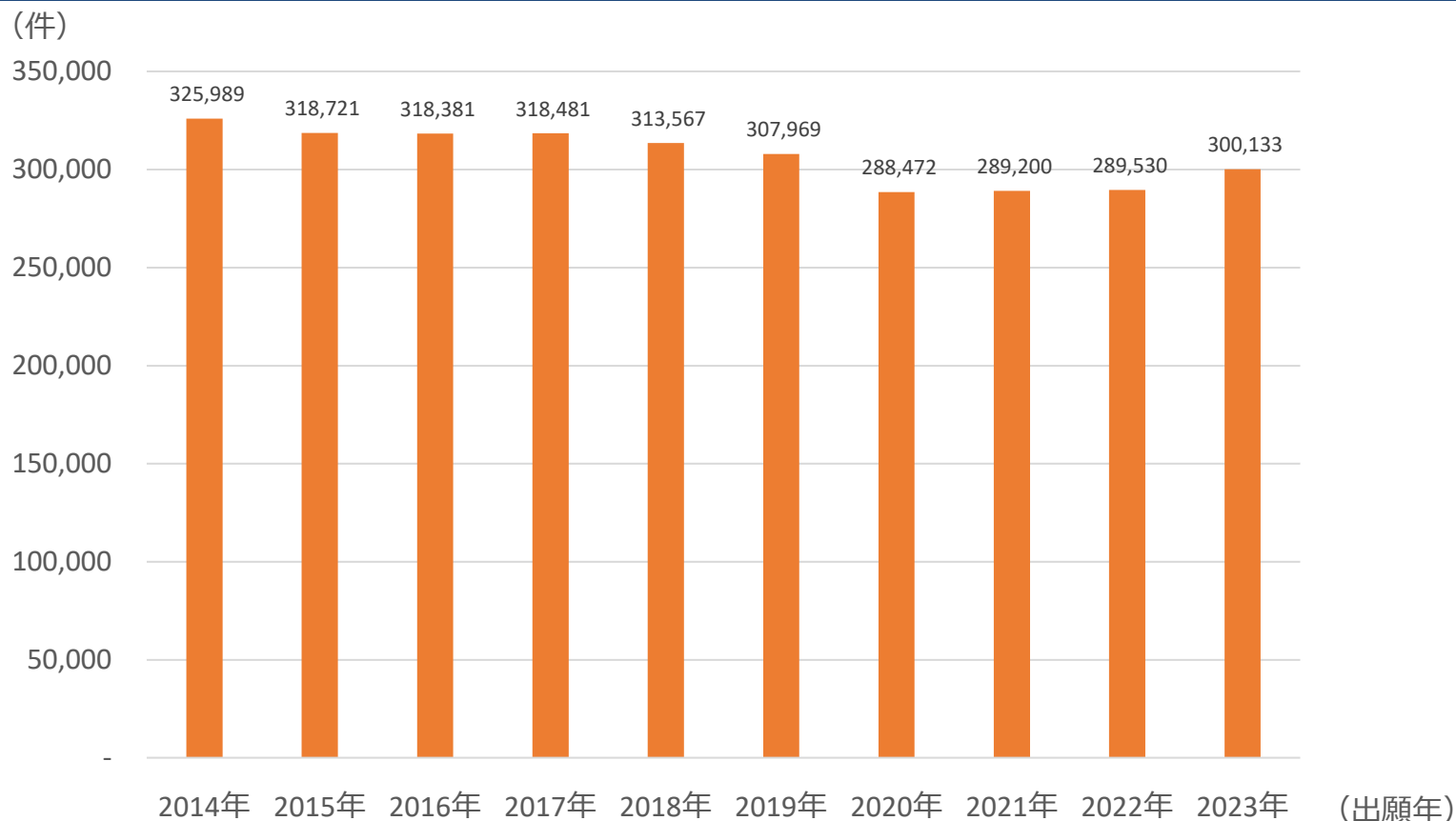
令和6年3月12日



【特許】直近の出願動向 —特許出願件数—

- ▶ 特許出願件数は2020年以降横ばい傾向であったが、2023年は前年比3.6%増。
- ▶ 近年、化学・情報通信分野の出願は増加している一方、機械分野の出願は減少している。

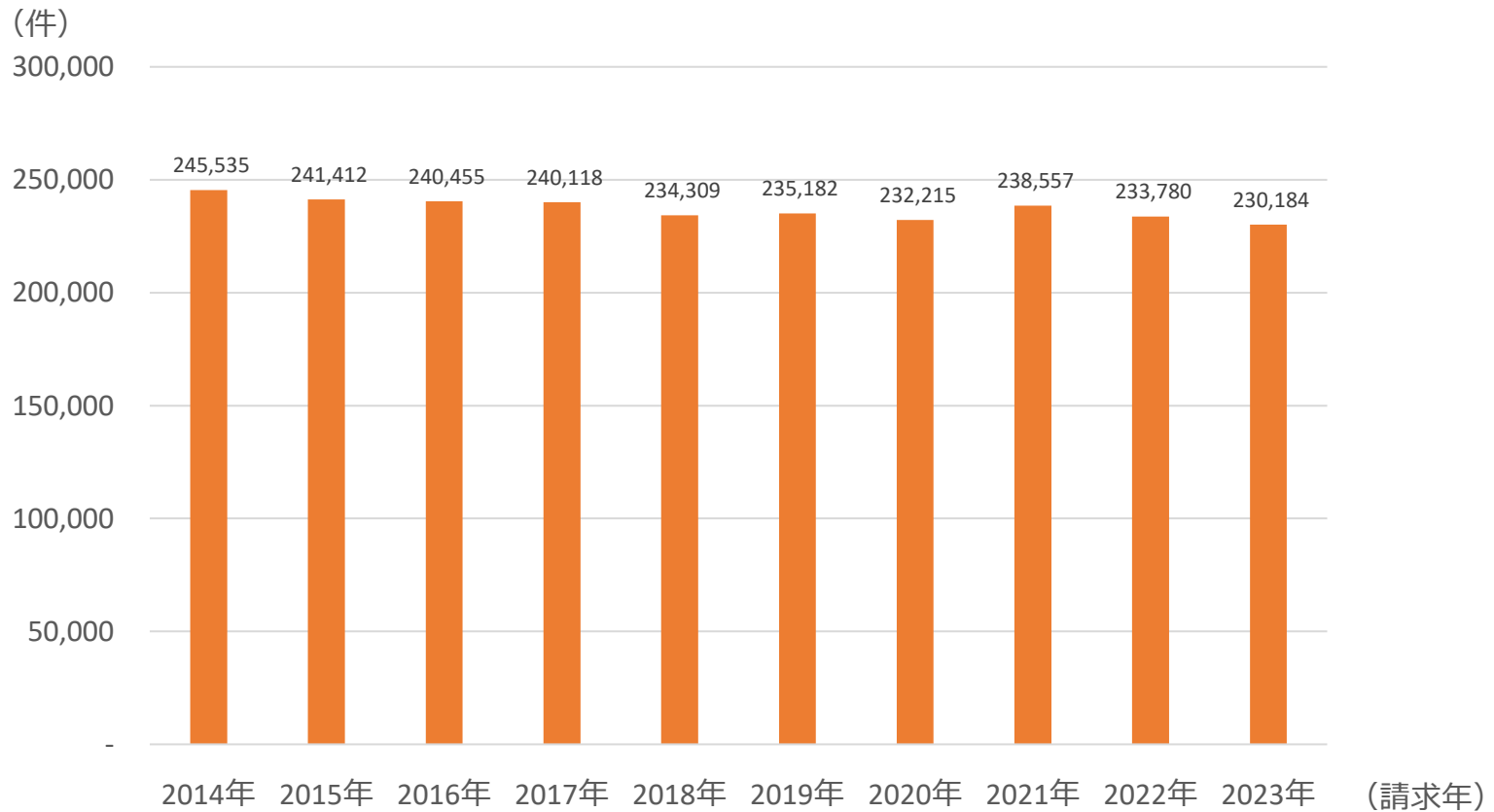
特許出願件数の推移



【特許】直近の出願動向 —特許審査請求件数—

▶ 審査請求件数は引き続き横ばい傾向。

特許審査請求件数の推移



【特許】直近の出願動向 —PCT出願件数—

- ▶ PCT出願件数は、2020年以降横ばい傾向。
- ▶ 今後PCT出願を含めたグローバル出願を増加させる見込みの企業も一定数あることから、今後は回復に向けて一定の増加が見込めるが、引き続き注視が必要。

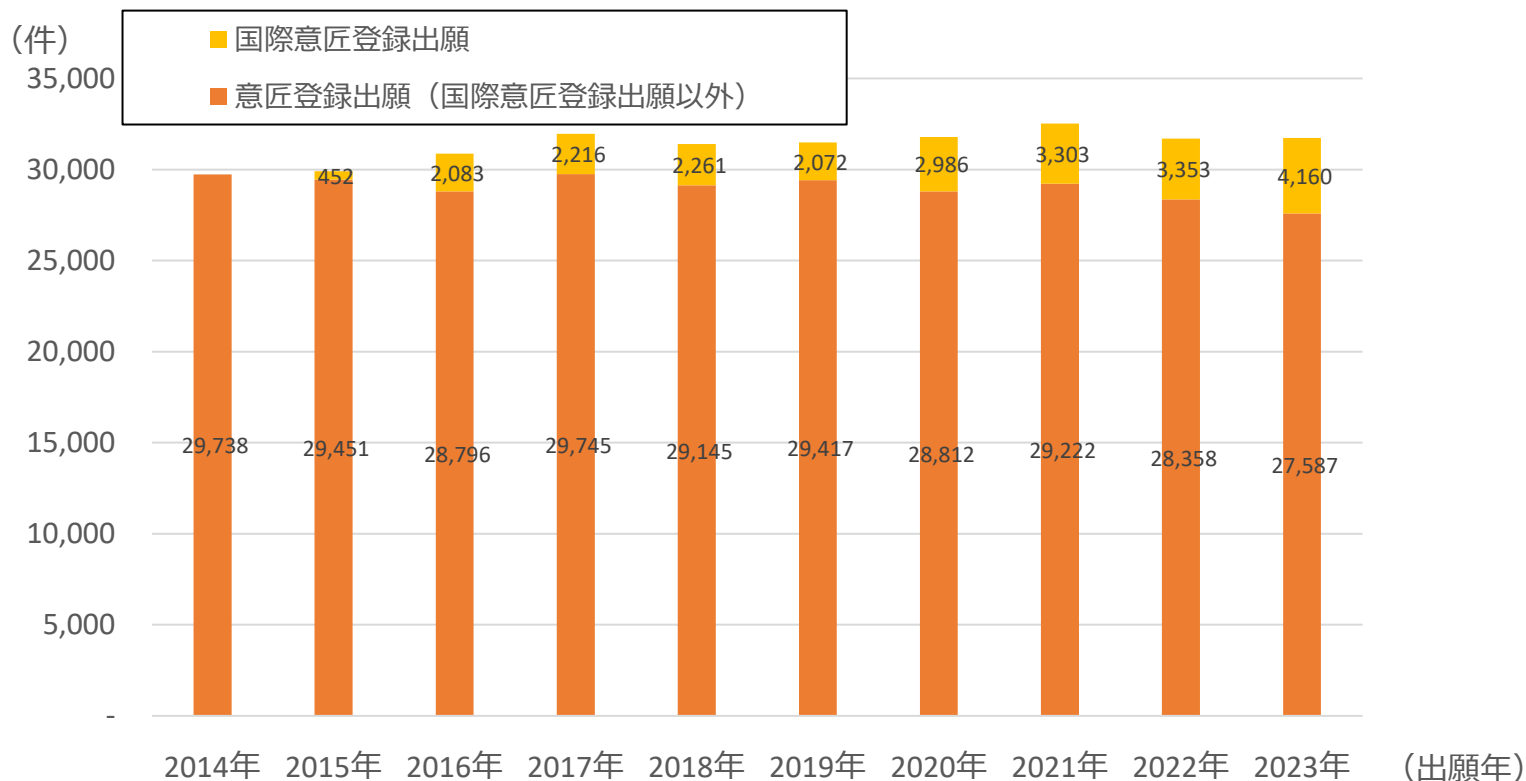
PCT出願件数の推移



【意匠】直近の出願動向

- ▶ 意匠登録出願件数（国際意匠登録出願以外）は前年比で微減。日本企業からの出願件数が開発製品数の減少等により減少傾向。さらに、海外企業からの出願が国際意匠登録出願にシフトしている。国際意匠登録出願件数は前年比で増加。
- ▶ 意匠登録出願件数全体としては横ばいで推移。

意匠登録出願件数／国際意匠登録出願件数の推移

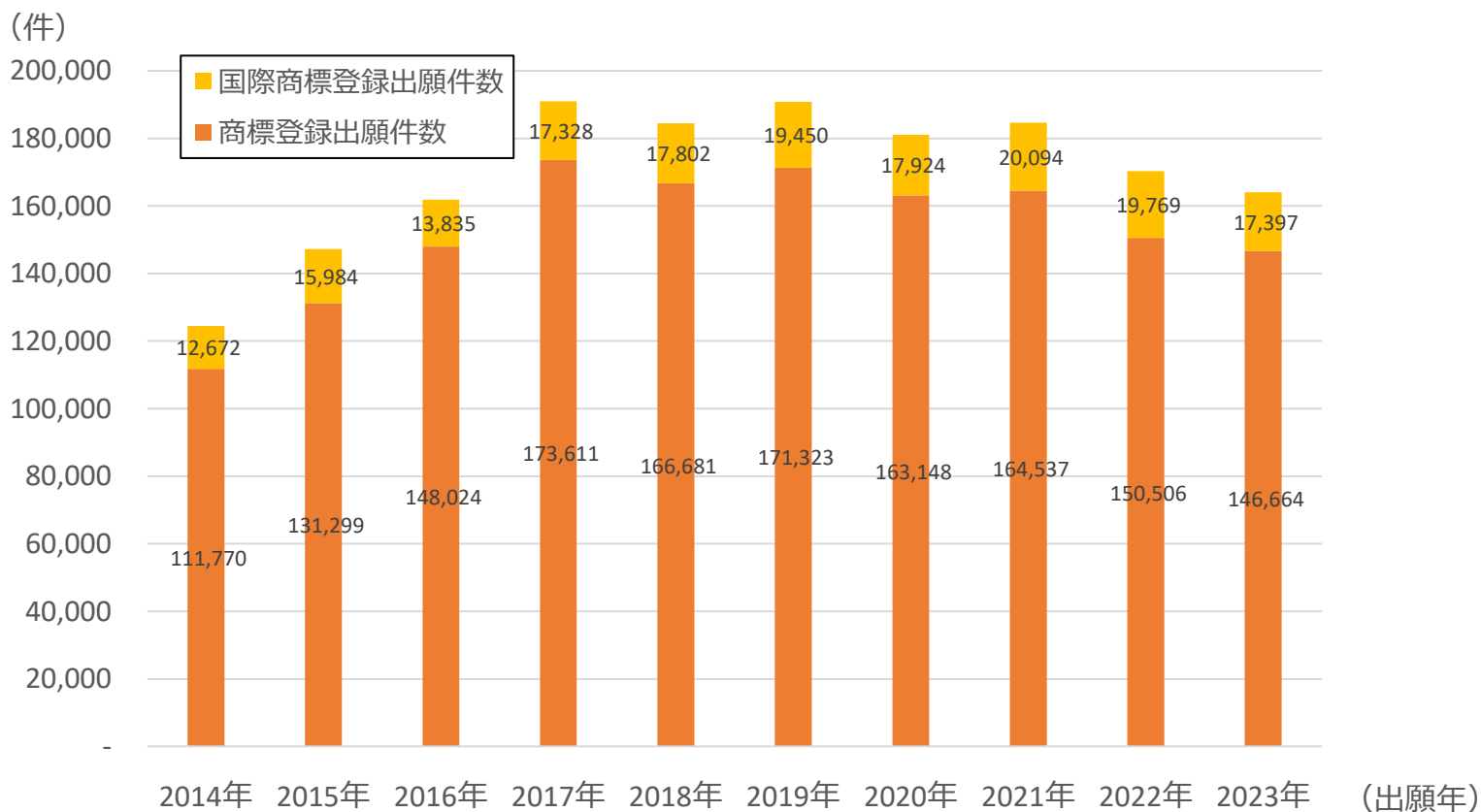


※2022年1月1日に発効したハーグ協定の共通規則の改正により国際意匠登録出願の標準公表期間が6月から12月に延長されたため、2022年下半期は標準公表された国際登録意匠出願が原則として存在しないことに留意。

【商標】直近の出願動向

- ▶ 商標登録出願件数及び国際商標登録出願件数は、いずれも直近2年で減少。①コロナ禍で一時的に増えていた分野（衛生マスク等）、②中国など主要国からの出願の減少等が影響。
- ▶ 長期的には、商標登録出願件数は高い水準で推移。

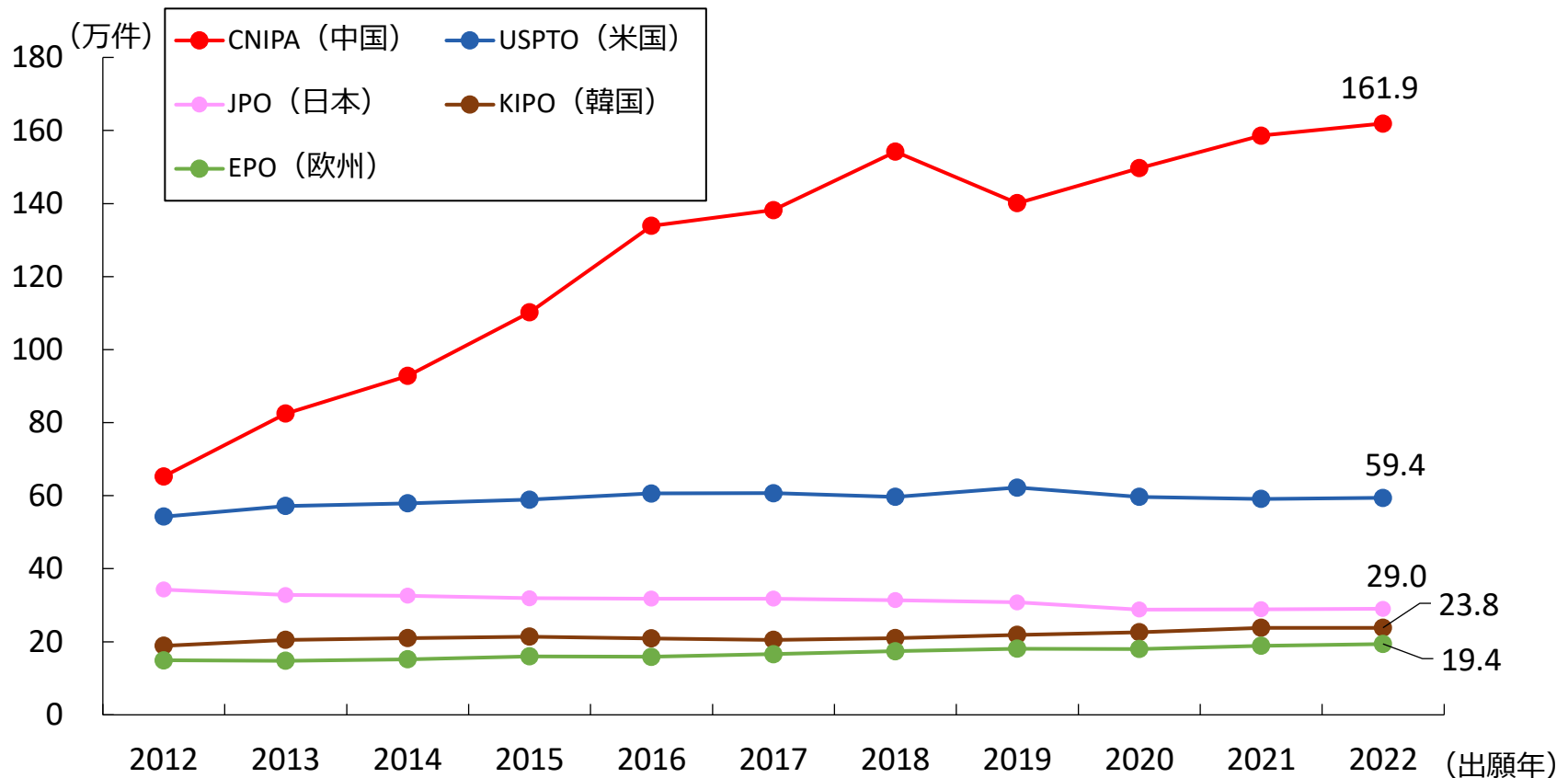
商標登録出願件数／国際商標登録出願件数の推移



【特許】日米欧中韓の出願件数の推移

▶ 中国における特許出願件数が2019年に鈍化したものの、その後は再度増加。

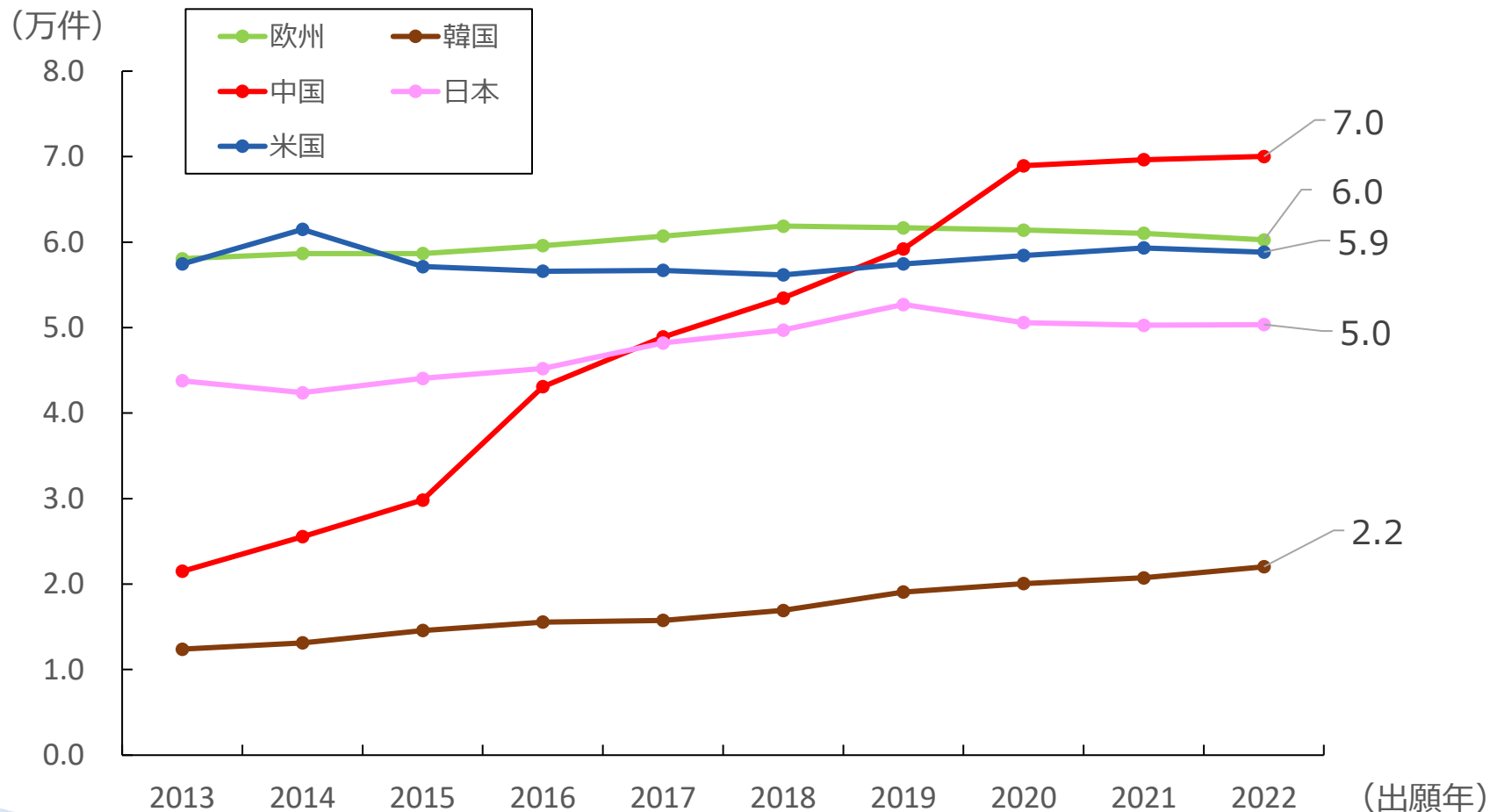
日米欧中韓における特許出願件数の推移



【特許】出願人居住国別のPCT出願件数の推移

▶ 中国出願人によるPCT出願件数は大きく増加してきたが、近年は横ばい。

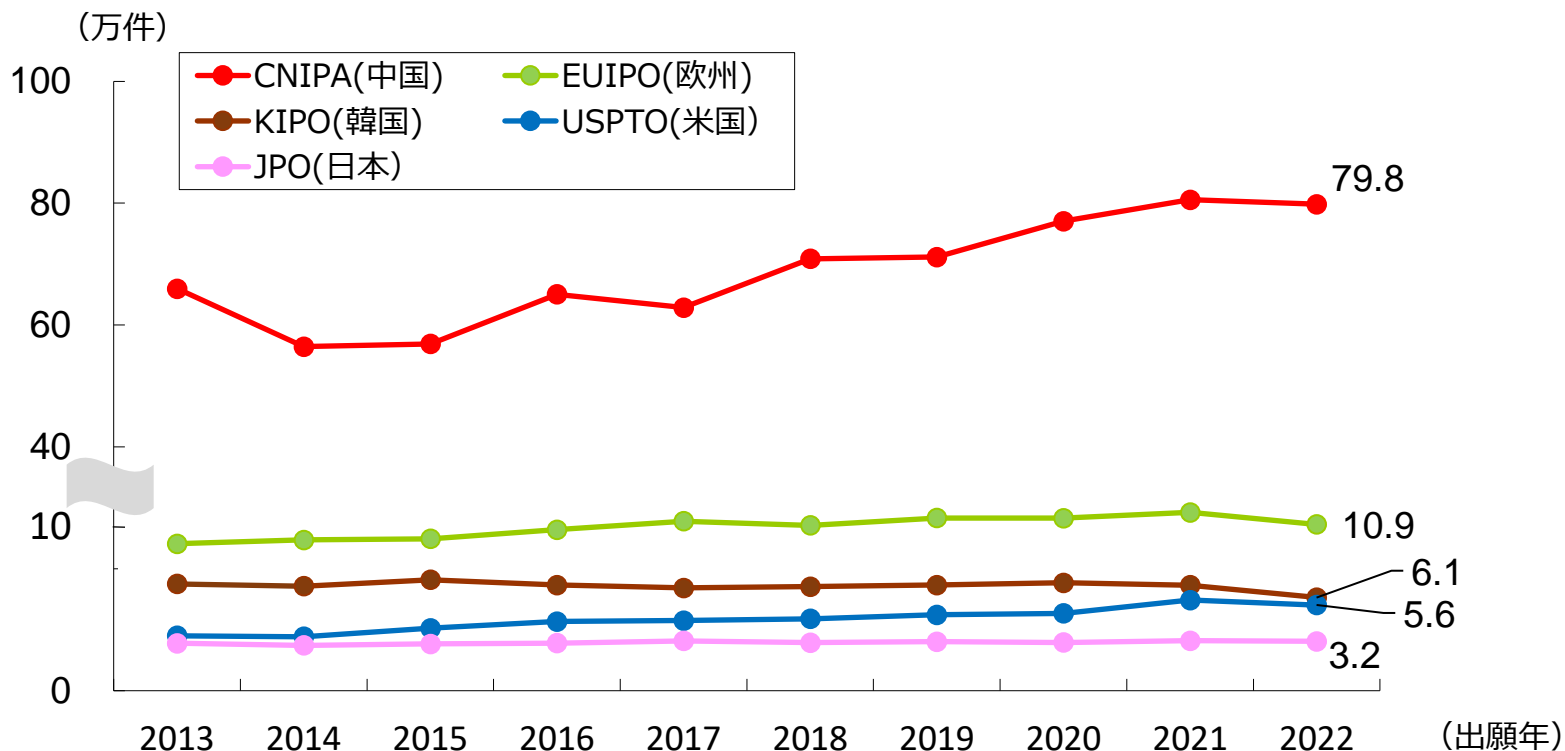
出願人居住国別のPCT出願件数の推移



【意匠】日米欧中韓の出願件数の推移

▶ 主要五庁における意匠登録出願件数は、2022年は概ね横ばい。

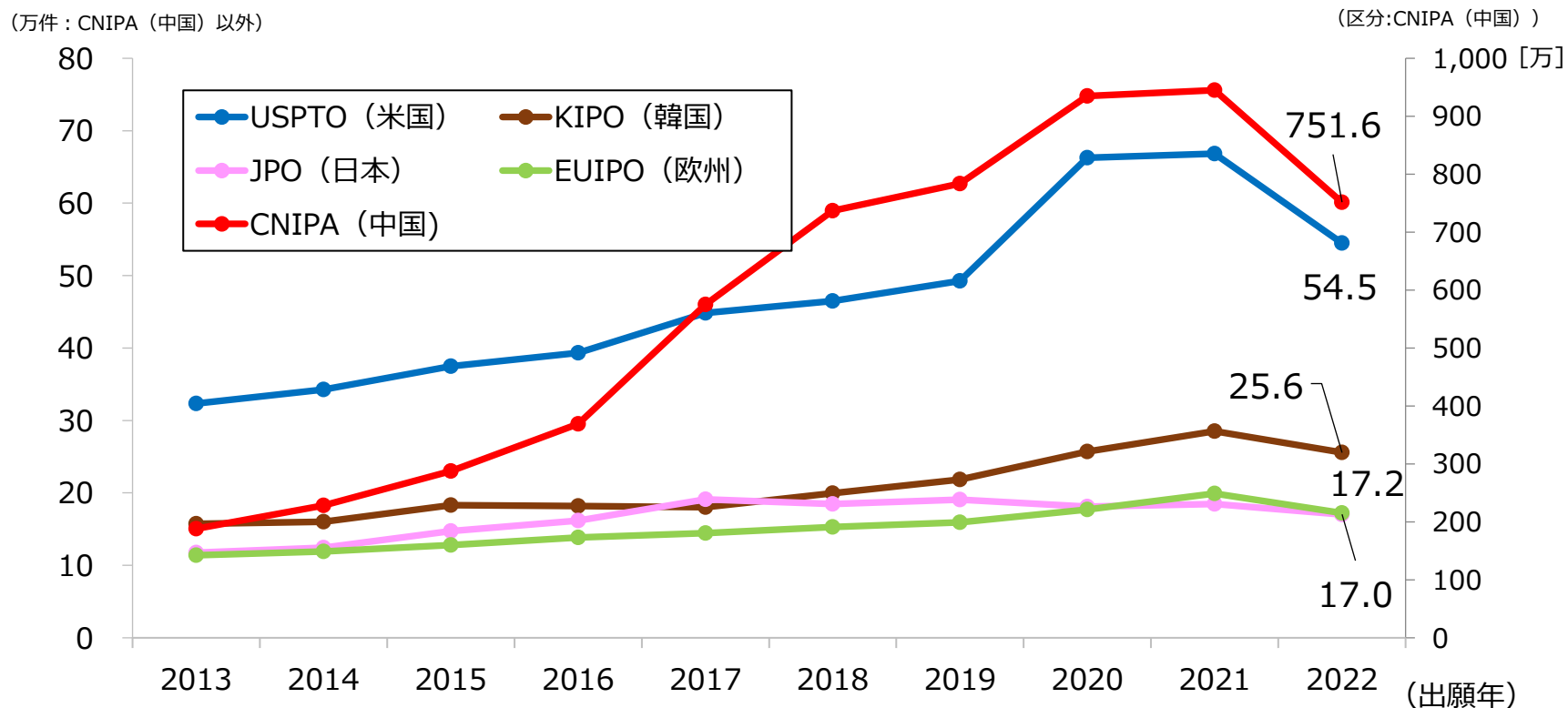
日米欧中韓における意匠登録出願件数の推移



【商標】日米欧中韓の出願件数の推移

▶ 米国、中国における商標登録出願は、2020年に大きく増加し、2021年も高い水準で推移していたものの、2022年に急減。

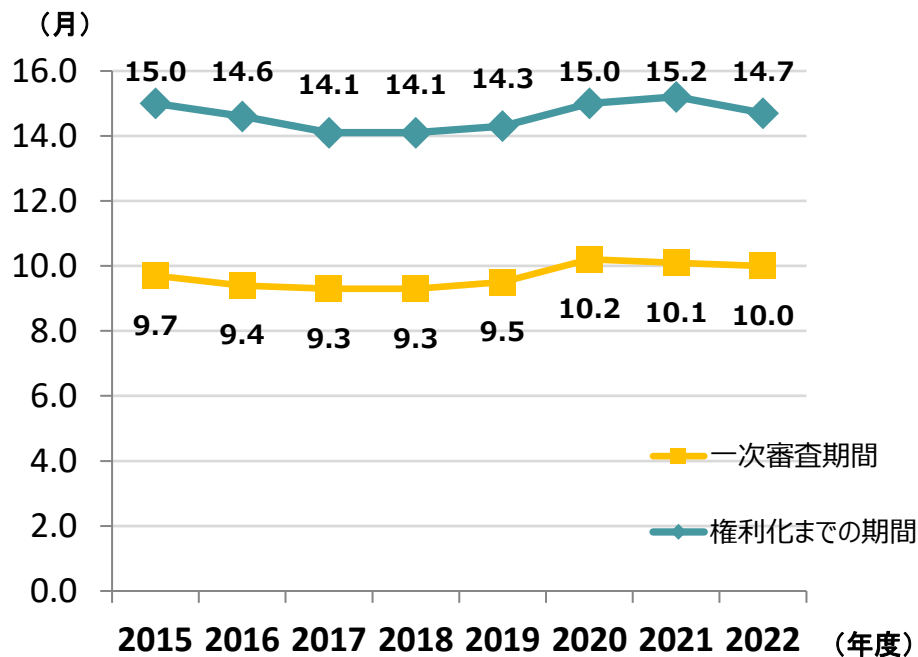
日米欧中韓における商標登録出願件数の推移



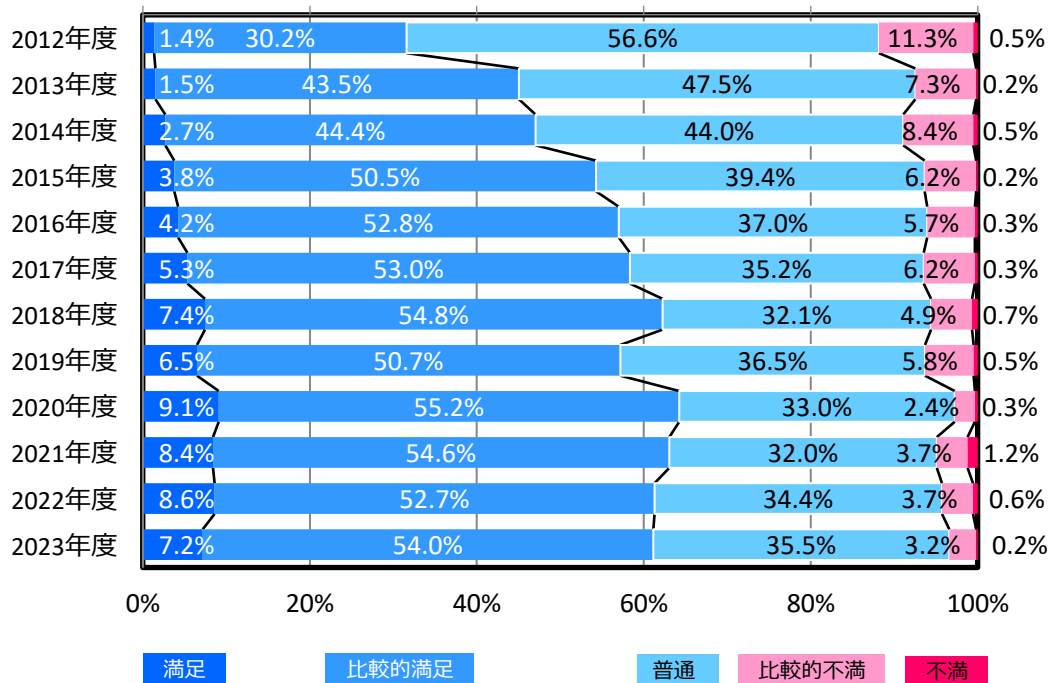
【特許】 審査の現状

- ▶ 2014年に設定された政府目標は、2023年度末において一次審査期間は平均10月以内、権利化までの期間は平均14月以内。
- ▶ あわせて審査の質の向上に取り組んでいる。

特許審査の 平均一次審査期間・権利化までの期間の推移



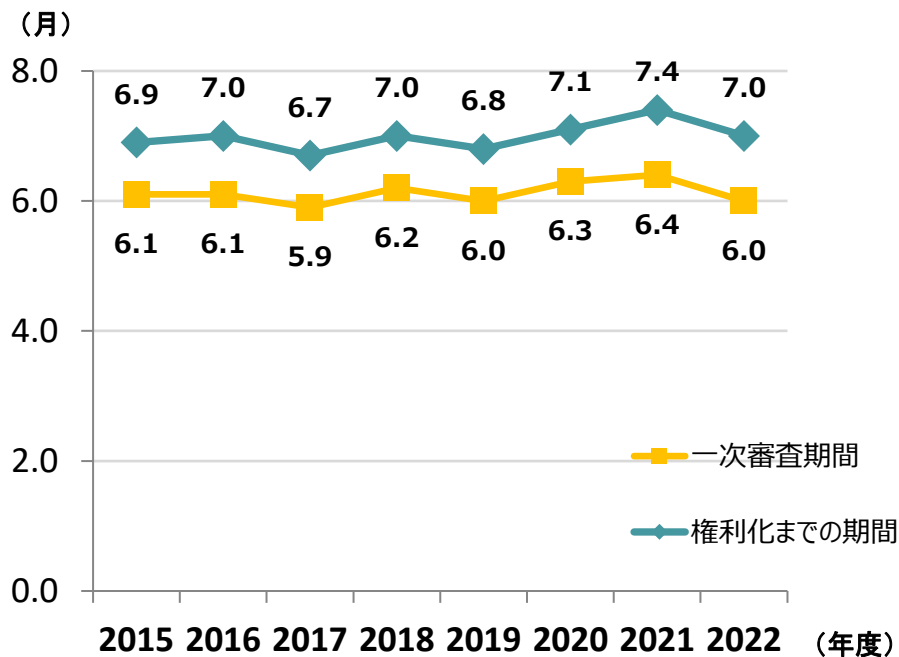
特許審査全般の質についてのユーザー評価



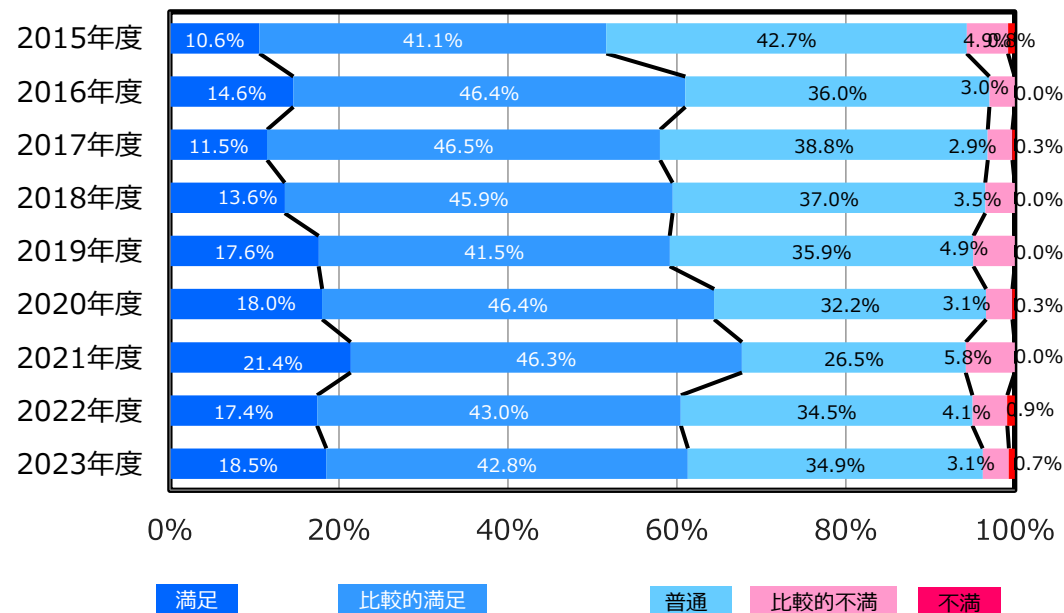
【意匠】 審査の現状

- ▶ バッチでの審査を年間2サイクル行っており、平均一次審査期間は6~7ヶ月で推移。
- ▶ ユーザーによる意匠審査の質に関する評価の調査を2015年度から実施。
- ▶ 意匠審査の質全般について、「満足」と「比較的満足」を合わせた上位評価の割合は、61.3%（2023年度）。

意匠審査の 平均一次審査期間・権利化までの期間の推移



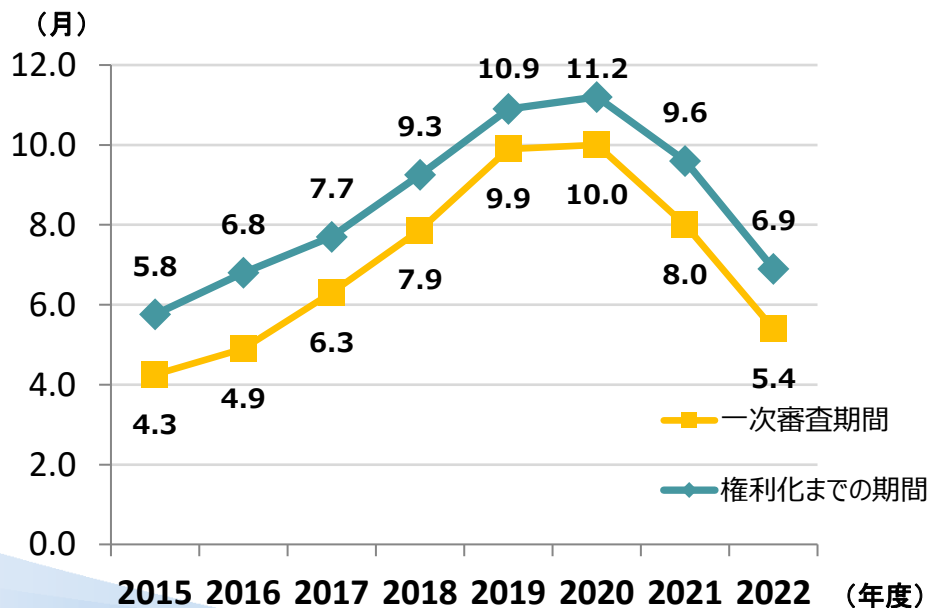
意匠審査全般の質についてのユーザー評価



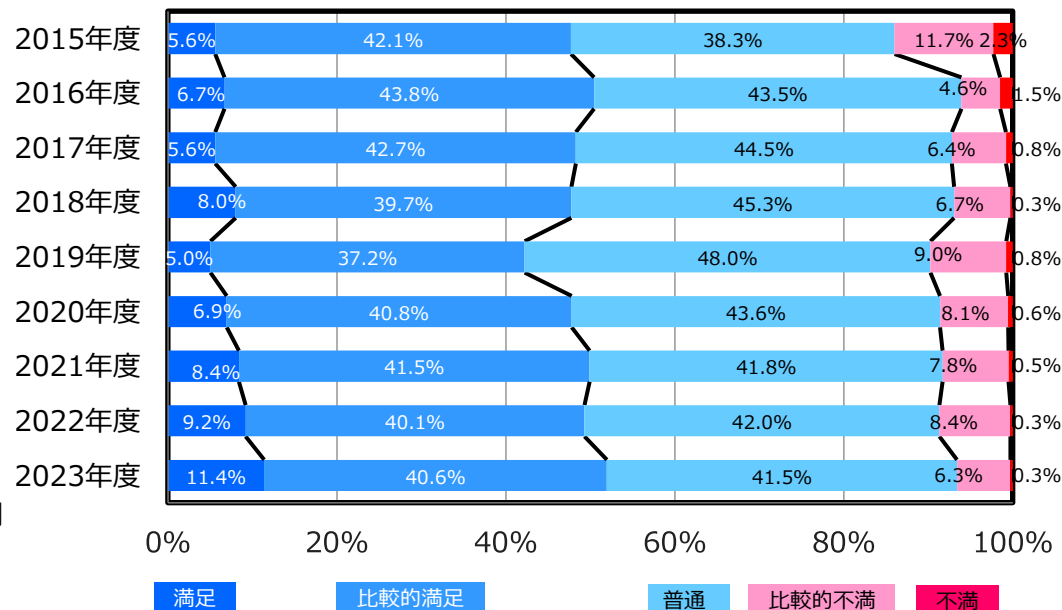
【商標】 審査の現状

- ▶ 2022年度末に、一次審査までの期間を6.5ヶ月、権利化までの期間を8ヶ月とする政府目標の達成に向けて、審査官増員及び審査処理の効率化等の施策を実施した結果、審査期間の短縮を実現し、政府目標を達成。
- ▶ 商標審査の質全般について、「満足」と「比較的満足」を合わせた上位評価の割合は、52.0%（2023年度）。

商標審査の
平均一次審査期間・権利化までの期間の推移



商標審査全般の質についてのユーザー評価



特許審査に関する取組

知財政策に関する基本方針



施策1 FA10,STP14に向けた 迅速性の確保

FA10、STP14という世界最速の特許審査を確保し、真っ先に審査結果を海外庁に発信

施策2 質の向上

- 先行技術調査（特に外国語文献や非特許文献）の充実による品質向上
- 協議等を活用した均質性の高い審査

施策3 国際展開

日本の審査実務や運用を新興国等に浸透させることで、日本企業の国際展開を支援

施策1 特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）の維持

AIなどの新たな技術の急速な発展、技術の複合化・融合化及び技術分野毎の接受件数の変動、審査官数や登録調査機関の受注能力の制約に起因する審査処理能力の変動等に対応しつつ、我が国が誇る世界最速の特許審査を維持する。

施策2 質のさらなる向上

生産性の高い先行技術調査や均質性の高い審査をベースに、言語の多様化、技術の複合化・融合化に対応しながら、出願人とも共創しつつ、世界に通用する「強く・広く・役に立つ権利」を創出する。

施策3 環境変化に対応したイノベーションの創出支援

外部環境変化に適切に対応しつつ更なるイノベーションの創出に貢献するため、スタートアップ等に対するプッシュ型支援等のイノベーション促進策や、特許出願非公開制度の着実な実施など、ユーザー等の関係者を共創パートナーとしながら、特許審査部門の新たな機能を発揮する。

施策4 知財外交の推進

我が国発イノベーションの海外における保護・活用や、GX技術等を活用した環境問題の解決に関する国際協力に向けて、これまでに醸成した外国特許庁の審査官（補）との信頼関係をさらに強化・拡充するとともに、我が国特許庁の特性を活かした協力を推進する。

- AIの活用による質と生産性の向上
- 出願構造の変化等に対応するための組織の柔軟性向上
- 必要なリソースの整備

**2024年度以降の施策を着実に実施するためには、
イノベーションの創出支援の土台である“長期的に安定した審査体制”
を整備することが不可欠。**

意匠審査に関する取組

- ▶ 意匠審査部門では、**ユーザーが安定した意匠権を適時に取得・活用しやすい環境を実現**するために、令和3年度に中期計画を立て、5つの柱に沿って、意匠審査に関する取組を進めている。
- ▶ 令和6年度以降も、**世界最速・最高品質の意匠審査**に向けて、取組を引き続き進めていく。

第1 迅速な意匠審査の遂行

(主な取組)

- 実施庁目標（令和5年度：平均FA5～7月）を達成すべく、審査スケジュールを策定し、徹底した期間管理を実施。
- 審査バッチの一層の多サイクル化を進めるとともに、案件ごとの先行意匠調査の範囲及び期間を最適化。
- 審査資料が年々増加する問題に対応するため、特許庁データベースに蓄積する審査資料の厳選化を推進するとともに、審査資料の閲覧性を高めた多図面ブラウザを内製開発し、審査に活用。

第2 審査品質の一層の向上

(主な取組)

- 強く・広く・役に立つ意匠権を設定すべく、平成26年に策定した「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」に則した統一的な品質管理を実施。
- 毎年開催される審査品質管理小委員会における改善提言についての着実な対応。
- 判断の妥当性を確保するため、国際意匠登録出願、画像意匠・建築物意匠・内装意匠の出願等の審査において、決裁官に加えて他の審査官とも協議する仕組みを構築。

第3 意匠審査実務及び知財行政に必要な能力の向上

(主な取組)

- 学会・セミナー等への参加や、展示会、企業訪問、技術研修等を通して、最新の技術・デザイン動向を把握。
- 審査官が行政官として幅広い視野を持つことができるよう、庁内外における現場実習や民間派遣研修等を実施。

第4 ユーザーニーズの把握と意匠制度の普及啓発

(主な取組)

- ユーザーとの意思疎通を図りつつ審査を実施。出願人・代理人から面接の要請があった場合には、原則全件実施。
- 企業訪問等を通じて、意匠審査に関するユーザーニーズ等について情報を把握しつつ、意匠関連施策等を積極的に紹介。

第5 働き方改革の推進・組織の活性化

(主な取組)

- 持続的な行政サービス提供のため、テレワークを導入するとともに、テレワーク中の審査官への問い合わせに迅速に対応できる仕組みを構築。
- 生産性が高く働きやすい職場環境づくりを目指し、全審査室にフリーアドレスを導入。

商標審査に関する取組

- ▶ 令和5年6月14日に法律第51号として公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律」に対応するため、**商標審査基準ワーキンググループを開催し、商標審査基準の改訂に係る検討を行うなど、運用面の整備を進めている。**
- ▶ 審査期間について、近年は延伸傾向であったが、2022年度末に一次審査通知までの期間(FA)を6.5か月、権利化までの期間(TP)を8か月とする**政府目標を達成**。今後も**審査の質の維持・向上とともに、適正な審査期間を堅持**すべく、審査業務の効率化及び審査体制の充実を図る。

改正商標法施行に向けた取組

- **コンセント制度導入に伴う審査基準改訂**
他人の先行登録商標と同一又は類似する出願商標は登録できないが（第4条第1項第11号）、第4条第4項の新設に伴い、同号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標との間で混同を生ずるおそれがないものについては、併存登録が可能となった。
そのため、「承諾」や「混同を生ずるおそれがない」ことの判断方法等について審査基準を作成した。
- **他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う審査基準改訂**
創業者やデザイナー等の氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、他人の氏名を含む商標の登録要件緩和の要望があったため、第4条第1項第8号における「他人の氏名」に一定の知名度の要件と、出願人側の事情を考慮する要件（政令要件）が課されることになった。
そのため、一定の知名度の要件や政令要件について、それぞれの審査基準を作成した。
- **改訂後の基準は、令和6年4月1日以降の出願に適用される。**
具体的な取扱いを定めた運用指針である商標審査便覧も改訂予定。
- **改訂基準・便覧は、ホームページに掲載するとともに、説明会等を通じて周知予定。**（基準公表日：2/28）

審査期間に係る政府目標の達成

- 近年の出願増の影響等により、一次審査通知までの期間(FA)及び権利化までの期間(TP)は長期化。
- 2022年度末にFAを6.5か月、TPを8か月とする政府目標の達成に向けて、審査官増員及び審査業務の効率化等の施策を実施した結果、**審査期間の短縮を実現し、政府目標を達成**。
- 今後も審査の質の維持・向上とともに、適正な審査期間を堅持すべく、審査業務の効率化及び審査体制の充実を図る。

